

# 山口県本人確認情報保護審議会 資料

平成20年11月

## 【資料目次】

～ 住民基本台帳ネットワークシステムの施行状況等について ～

1	これまでの流れ	1 P
2	山口県の稼働状況	1 P
3	住基カードの交付状況等	2 P
4	本人確認情報の利用状況	2 P
5	セキュリティ確保対策	6 P
6	住民基本台帳法の一部改正（平成20年5月1日施行）について	8 P
7	保守等の外部委託契約を行う場合の契約条項例	9 P

～ 住民基本台帳ネットワークシステムに係る最高裁判決等について ～

1	住基ネットに係る最高裁判決について（大阪事件他）	1 6 P
2	住基ネットに係る最高裁決定について	1 9 P

# 住民基本台帳ネットワークシステムの施行状況等について

## 1 これまでの流れ

時 期	主 要 事 項
平成11年度	改正住民基本台帳法公布（8月11日）
平成14年度 8月	<b>住基ネット 第1次稼働</b> （8月5日） ・住民票コードの通知 ・行政機関における本人確認情報の利用・提供  <b>第1回山口県本人確認情報保護審議会</b> （8月30日）
2月	<b>行政手続等オンライン化関係3法施行</b> （2月3日） ・本人確認情報の利用可能事務を拡大（93事務→264事務） ・住基ネットを公的個人認証サービスに利用
平成15年度 8月	<b>住基ネット 第2次稼働</b> （8月25日） ・住民票の写しの広域交付 ・住基カードの交付 ・転入転出の特例
1月	<b>公的個人認証サービス開始</b> ・住基カードに秘密鍵・電子証明書を記録

## 2 本県の稼働状況

### (1) 機器の故障等

住基ネットの第1次稼働後、県内では大きなトラブル等は発生していない。

平成19年度においても、関係機器の故障等は生じているが、市町及び県監視センターの迅速な対応により速やかに復旧しており、おおむね順調に推移している。

### (2) 不正なアクセス等

住基ネット全国センター及び県監視センターにおいて、不正なアクセスは確認されていない。

### 3 住基カードの交付等

#### (1) 住基カードの交付状況（20.9.30現在）

本県における住基カードの交付枚数は、28,475枚となっている。

区 分	～H17.3.31	H17.4.1 ～H18.3.31	H18.4.1 ～H19.3.31	H19.4.1 ～H20.3.31	H20.4.1 ～H20.9.30
本県の交付枚数 (累積)	5,185枚 (5,185枚)	4,220枚 (9,405枚)	6,756枚 (16,161枚)	8,997枚 (25,158枚)	3,317枚 (28,475枚)
全国の交付枚数 (累積)	544,708枚 (544,708枚)	370,047枚 (914,755枚)	499,015枚 (1,413,770枚)	926,179枚 (2,339,949枚)	— —

#### (2) 住基カードの多目的利用

住基カードの空き領域を利用することにより、市町村独自の多目的利用サービスが提供できる。平成20年4月1日現在で、全国で147団体、県内では下関市が多目的利用サービスを提供している。

※下関市における利用可能なサービスは、現在、①証明書自動交付サービス、②図書館情報サービス、③公共施設予約サービス、④健康診査結果閲覧サービス

### 4 本人確認情報の利用状況

住民基本台帳法 第30条の8第1項

#### (1) 山口県の利用状況

##### ① 別表第5の事務の利用状況(1号)

平成19年9月末現在、山口県では別表第5に掲げられている32項目のうち、16項目の事務について、住基ネットを利用して本人確認を行っている。

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。

- 一 別表第5に掲げる事務を遂行するとき。
- 二 条例で定める事務を遂行するとき。
- 三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。
- 四 統計資料の作成を行うとき。

#### 【利用中の事務 16】

- 職員の恩給支給に関する事務
- 旅券発給に関する事務
- 家畜商の登録等に関する事務
- 大規模小売店舗新設届出に関する事務
- 電気工事士免状の交付に関する事務
- 浄化槽工事業の登録に関する事務
- 宅地建物取引業の免許等に関する事務
- 通訳案内士の登録に関する事務
- 危険物取扱者免状の交付等に関する事務
- 被爆者医療特別手当等の支給に関する事務
- 森林種苗生産事業者の登録に関する事務
- フロン類回収業者の登録等に関する事務
- 建設業の許可に関する事務
- 解体工事業者の登録に関する事務
- 旅行業の登録等に関する事務
- 高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定等に関する事務

#### 【未利用の事務 16】

- ・利用検討中の事務 1項目
- ・国規則の改正が行われていないことによる利用不可能事務 1項目
- ・県条例未改正の事務（窓口ごとの申請件数が少ない） 1項目
- ・個人申請がない又は極端に少ない事務 1項目
- ・世帯情報が必要な事務 3項目
- ・該当事務がない又は住民票添付を義務づけていない事務 9項目

### 本県の利用状況(住基法別表第5)

事務		状況	未利用理由	H19年度 利用件数
1	特定非営利活動促進法に関する事務	□	県条例で住民票の写しの添付が義務付けられている。 また、各県民局でも受付・審査を行うため、出先機関にも端末設置をする必要があるが、利用件数が少なくコストと比較してメリットがない。	-
2	労働金庫法に関する事務	-	本県では該当事務がない	-
3	貸金業の規制等に関する法律に関する事務	△	国規則で住民票の写しの添付が義務付けられている。	-
4	恩給法(他法で準用する場合を含む。)に関する事務	○	-	2,428
5	消防法に関する事務	○	-	17
6	旅券法に関する事務	○	-	25,429
7	原子爆弾被爆者援護法に関する事務	○	-	0
8	職業能力開発促進法に関する事務	-	本県は住民票不要	-
9	児童扶養手当法に関する事務	×	世帯情報を要する事務	-
10	特別児童扶養手当支給法に関する事務	×	世帯情報を要する事務	-
11	家畜商法に関する事務	○	-	2
12	林業種苗法に関する事務	○	-	0
13	森林法に関する事務	-	本県は住民票不要	-
14	計量法に関する事務	▲	個人による申請が無い	-
15	大規模小売店舗立地法に関する事務	○	-	0
16	フロン回収破壊法に関する事務	○	-	14
17	火薬類取締法に関する事務	-	試験の実施を委託	-
18	電気工事士法に関する事務	○	-	539
19	電気工事業法に関する事務	-	本県は住民票不要	-
20	液化石油ガス法に関する事務	-	事務を委任している	-
21	建設業法に関する事務	○	-	0
22	浄化槽法に関する事務	○	-	0
23	建設リサイクル法に関する事務	○	-	0
24	宅地建物取引業法に関する事務	○	-	55
25	旅行業法に関する事務	○	-	6
26	通訳案内業法に関する事務	○	-	0
27	不動産の鑑定評価に関する法律に関する事務	●	H20年度に利用検討	-
28	公営住宅法に関する事務	×	世帯情報を要する事務	-
29	高齢者の居住の安定確保に関する法律に関する事務	○	-	0
30	建築基準法に関する事務	-	本県は住民票不要	-
31	建築士法に関する事務	-	本県は住民票不要	-
32	公害健康被害の補償等に関する法律に関する事務	-	本県では該当事務がない	-
○:利用中		16	<b>合計</b>	<b>28,490</b>
●:利用検討中		1		
△:国規則未改正		1		
□:県条例未改正(窓口ごとの件数が少ない)		1		
▲:個人申請がない又は極端に少ない		1		
×:世帯情報等が必要		3		
-:事務がない又は住民票が不要		9		
合計		32		

② 条例で定める事務(「県条例による独自利用」)について(2号)

「本人確認情報を利用することができる事務を定める条例」を平成19年3月13日付けで公布・施行し、現在、8事務において利用中

(ア) 不動産取得税の軽減措置に係る申告等の事実の確認	(H19. 3. 13～)
(イ) 納税通知書の返戻に係る納税義務者等の住所等の確認	(H19. 3. 13～)
(ウ) 督促状等の返戻に係る納税義務者等の住所等の確認	(H19. 3. 13～)
(エ) 軽油取引税の犯則事件に係る犯則嫌疑者等の住所等の確認	(H19. 3. 13～)
(オ) 介護支援専門員の登録等に関する事務	(H20. 3. 18～)
(カ) 山口県心身障害者扶養共済制度の運営に関する事務	(H20. 3. 18～)
(キ) 漁船の登録等に関する事務	(H20. 3. 18～)
(ク) 資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務	(H20. 3. 18～)

《参考》利用状況

(単位：件)

事務の略式名称	H19年度	H20年度 (8月末まで)
(ア) 不動産取得税の軽減措置に係る申告等の事実の確認	264	118
(イ) 納税通知書の返戻に係る納税義務者等の住所等の確認	5,550	3,921
(ウ) 督促状等の返戻に係る納税義務者等の住所等の確認	1,336	429
(エ) 軽油取引税の犯則事件に係る犯則嫌疑者等の住所等の確認	3	0
(オ) 介護支援専門員の登録等に関する事務	0	0
(カ) 山口県心身障害者扶養共済制度の運営に関する事務	0	845
(キ) 漁船の登録等に関する事務	0	32
(ク) 資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務	0	24
計	7,153	5,369

※平成18年度は利用なし

(2) 国の機関等及び地方公共団体の利用状況(平成19年度)

① 国の機関等による利用(別表第1に掲げる事務)

約9,900万件

② 地方公共団体による利用(別表第2～5に掲げる事務)

約388.0万件

<利用件数の多い事務>

- ・ 一般旅券の発給事務 351.2万件 (約92.7%)
- ・ 恩給法による年金の支給事務 7.1万件 (約 3.1%)

③ 都道府県条例で定める事務による利用

約29.4万件

<利用件数の多い事務>

- ・ 地方税の賦課・徴収・減免に関する事務（12県）27.4万件（約94%）
- ・ 条例による恩給等の支給関係事務（10県）0.3万件

(3) 独自利用実施都道府県の状況

整理番号	県名	事務の項目数	条例施行年月日(事務項目数)
1	岩手県	32	H19. 5. 1(32)
2	宮城県	13	H16. 4. 1(4)、H17. 4. 1(7)、H17.10. 6(2)
3	秋田県	9	H17. 4. 1(8)、H17. 7. 1(1)
4	山形県	14	H20. 7. 1(14)
5	福島県	15	H16. 4. 1(3)、H17. 4. 1(8)、H18. 4. 1(4)
6	茨城県	6	H14. 9. 1(5)、H17. 4. 1(1)
7	東京都	13	H19.10. 1(13)
8	静岡県	15	H20. 3.25(15)
9	栃木県	4	H20. 4. 1(4)
10	岐阜県	1	H15. 4. 1(1)
11	石川県	22	H20. 4. 1(22)
12	滋賀県	23	H17.12. 1(23)
13	兵庫県	27	H16. 7. 1(27)
14	鳥取県	10	H16.10.15(10)
15	島根県	32	H18. 4. 1(32)
16	広島県	20	H19. 4. 1(20)
17	山口県	8	H19. 3.13(4)、H20. 3.18(4)
18	香川県	19	H20. 4. 1(19)
19	佐賀県	11	H20. 7. 1(11)
20	長崎県	4	H15. 8. 1(2)、H16. 8. 1(2)

※事務の項目数は各県の条例上の項目数

## 5 セキュリティ確保対策

### (1) 要綱等の整備状況

- ・運用管理要綱、緊急時対応計画を策定
- ・セキュリティ会議の設置など、セキュリティに対する庁内体制を整備
- ・システム障害や不正行為に迅速に対応するための危機管理体制を整備

### (2) セキュリティチェックリストによる自己点検

住基ネットシステム及び庁内通信網のセキュリティ状況について、平成14年総務省告示第334号に基づき、総務省が作成したチェックリストにより、全市町村がそれぞれ自己点検（各項目3点満点で採点）を実施。

区 分	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
山口県平均	2.47	2.75	2.85	2.96	2.98	2.99	3.00
全国平均	2.48	2.82	2.88	2.94	2.97	2.99	—

### (3) 監査法人による監査

#### ① 総務省・住基全国センターが実施

外部からの視点でセキュリティが確保されているかどうか、また専門的視点からの助言を行うため、希望する市町村に監査を実施している。

年 度	市町村名	監査法人名
H14年度	防府市、豊田町	あずさ監査法人
H16年度	下松市、和木町	中央青山監査法人
H17年度	光市、田布施町	あずさ監査法人
H18年度	柳井市、平生町	新日本監査法人
H19年度	山口市、萩市、山陽小野田市 上関町、阿武町	監査法人トーマツ
H20年度	美祢市、和木町	あずさ監査法人

#### ② 県が実施

総務省・住基全国センター実施の監査を補完すると共に、監査での指摘事項や改善方法等を研修会を通じて、広く市町村職員に研修を行うため、県が監査法人に委託して希望する市町に監査を実施している。

年 度	市 町 村 名	監査法人名
H15年度	宇部市、山口市、美祢市	あずさ監査法人
H16年度	岩国市、周南市、周防大島町	あずさ監査法人
H17年度	長門市、阿東町	あずさ監査法人
H18年度	下関市	あずさ監査法人
H19年度	山口県	監査法人トーマツ
H20年度	検討中	検討中

#### (4) 研修会の開催

##### ① 総務省・住基全国センター共催の研修会

実施日	主 な 内 容
H15. 5. 12	・住基ネットシステムの運用上留意すべき事項 ・セキュリティについて
H16. 6. 1	・住基ネットシステムと電子政府・電子自治体との関係 ・住基ネットの運用
H17. 7. 4	・セキュリティの組織的な取り組み ・住基カードの独自利用
H18. 6. 30	・電子自治体と住基ネット・住基カード ・住基ネットにおける情報セキュリティ対策
H19. 6. 26	・住基ネットの個人情報保護、セキュリティ確保のための措置 ・住基ネットにおける情報セキュリティ対策
H20. 7. 3	・住基ネットセキュリティ対策の方向性 ・本人確認情報の保護・住基カード

##### ② 県主催

実施日	主 な 内 容	講 師
H15. 7. 25	・第2次稼働までの事務処理用 ・事務処理要領及び窓口での取扱い	県市町村課 (現市町課)
H15. 11. 12	・個人情報の保護と情報セキュリティの確保 ・セキュリティポリシーの効果的運用とリスク分析、セキュリティ監査	総務省、国際ネットワークセキュリティ備
H16. 3. 3	・情報セキュリティの基礎 ・市町村におけるセキュリティ対策	あずさ監査法人
H17. 3. 2	・情報セキュリティのリスク分析と対応 ・リスク分析事例 ・セキュリティ対策の実際についての討議	あずさ監査法人
H18. 3. 3	・情報セキュリティ管理の概要と留意点 ・情報セキュリティ問題の事例 ・セキュリティ管理の実際についての討議	あずさ監査法人
H18. 10. 16	・住基ネットの概要 ・セキュリティ対策（制度、技術、運用） ・セキュリティの維持向上	県市町村課
H19. 2. 22	・情報セキュリティ運用規定と管理の重要事項 ・情報セキュリティ管理における規定類での問題点 検討 ・情報セキュリティ管理における実運用での問題点 検討	あずさ監査法人
H20. 2. 20	・住基ネットのセキュリティ対策について ・情報セキュリティとは	監査法人トーマツ
H21. 2月頃	検討中	検討中



# 住民基本台帳法の一部を改正する法律の概要

(平成19年法律第75号)

何人でも住民票の写し等の交付を請求できるという現行の交付制度を見直し、個人情報保護に十分留意した制度として再構築するとともに、転出等の際の本人確認を厳格化し、なりすましの防止を図る。

## 住民票の写し等関係

○住民票の写し等の交付を請求できる場合を限定

- ① 自己又は自己と同一世帯に属する者による請求
- ② 国・地方公共団体の機関による請求
- ③ ①②以外のものであって、住民票の記載事項を確認するにつき正当な理由があるものによる請求（自己の権利行使や義務履行に必要な場合など）

○住民票の写し等を交付する際の本人確認について規定

## 転出・転入等の届出関係

○転出・転入等の届出の際の本人確認について規定

## その他

○偽りその他不正の手段による住民票の写し等の交付に対する制裁措置の強化（過料の罰金化等）

## 施行期日

○平成20年5月1日

事 務 連 絡  
平成20年3月26日

各都道府県市区町村担当課・情報システム担当課 御中

総務省自治行政局市町村課

住民記録システムの保守等を外部に委託して処理する場合の契約条  
項例について

「住民票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準」(昭和61年自治省告示第15号。以下「技術的基準」という。)については、平成20年総務省告示第53号をもって改正され、平成20年4月1日から施行されることとなりました。

これに関連して、当該技術的基準の規定内容に対応して、住民記録システムの保守等を外部に委託して処理する際に、当該規定内容を具体化し、契約条項として盛り込みやすいものとした項目例を、別紙のとおり作成しました。各市区町村においては、技術的基準に基づき、必要な対応を講じる場合の参考にして下さい。

つきましては、貴都道府県内の市区町村に対して、この旨周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

技術的基準の規定内容を具体化した契約条項の例

契約条項の例	(参考) 技術的基準の規定内容
	<p>第10 外部に委託して処理する場合に講ずるべき措置</p> <p>1 委託先事業者の選定基準</p> <p>(1) 選定の基準</p> <p>住民記録システムの開発、変更、運用、保守等について、委託して処理する場合は、以下の点に留意して、事業者の安全性、信頼性等を確認し、委託先事業者を選定すること。</p> <p>ア 委託しようとする事業者に関して、あらかじめ、経営の健全性、安定性、営業規模、営業地域等を調査すること。</p> <p>イ 委託しようとする事業者の業務完遂能力に関して、委託する業務の内容に応じて、要員の技術力及び教育体制等のほか、個人情報保護措置及びセキュリティ確保のための措置の実施状況等について調査し、判断すること。また、損害賠償のための財務力及び社会的信用をき損する行為の有無等について調査し、これらの調査結果を総合して判断すること。</p> <p>ウ セキュリティ管理システムに係る国際規格の認証取得状況等については、選定の際に考慮することが望ましいこと。</p> <p>(2) 選定に際して確認すべき事項</p> <p>委託しようとする事業者に対し、安全性及び信頼性を確保するための措置の内容を、あらかじめ、具体的に明らかにさせ、その内容について、(1)イにおける調査結果を踏まえ、確認すること。</p> <p>(3) 選定に際しての内部における審査及び承認の手続</p> <p>委託して処理する業務の内容、委託する理由及び情報の保護に関する事項等について、あらかじめ、セキュリティ会議の審議を経て、セキュリティ統括責任者の承認を得なければならないこと。</p>
	<p>2 委託先事業者等に対する遵守事項の説明</p> <p>住民記録システムの開発及び保守等について委託先事業者から再委託(再委託先から、さらに委託が行われる再々委託等を含む。以下同じ。)を受ける事業者を含めた委託先事業者等に対して、委託先事業者等が遵守すべき事項及びそれらに係る機密事項について説明すること。</p>

<p>(セキユリティ責任者の選任)</p> <p>第A条 乙は、本件委託業務に関する連絡及び確認を行うためのセキユリティ責任者を、あらかじめ甲に書面で報告するものとする。</p> <p>2 乙は、セキユリティ責任者を変更するときは、その都度、甲に書面で報告するものとする。</p>	<p>3 委託契約に規定し委託先事業者等に対して義務付ける事項</p> <p>(1) 委託先事業者における責任体制の明確化 委託先事業者に対して、当該委託契約に係るセキユリティ責任者を明確にさせるとともに、変更する場合の手続及び連絡方法について定めさせること。</p> <p>(2) 委託先事業者がとるべき安全性及び信頼性を確保するための措置 委託先事業者が、1(2)において明らかにし、市町村長が確認した安全性及び信頼性を確保するための措置の内容を規定し、確実に履行させること。</p>
<p>(安全性及び信頼性を確保するための措置)</p> <p>第B条 乙は、個人情報保護管理に関して定める社内規程を甲に提出しなければならぬ。当該規程を変更する場合も同様とする。</p> <p>2 この契約の各条項に定めるもののほか、乙が、契約締結までの間に、本件委託業務を処理するに当たってとるべき旨明らかにして、甲において確認した安全性及び信頼性を確保するための措置については、乙は誠実に履行するものとする。</p>	<p>(3) 業務を処理する場所の指定 委託先事業者に対して、原則として、市町村の事務所内において当該委託業務を処理する場所を指定すること。委託先事業者が業務を処理する場所及び機器等は、市町村の事務室及び機器等と明確に区別すること。また、委託先事業者は、その管理下にある従事者に対して、当該委託先事業者が発行する身分証明書を着用し、及び事業者名記章を着用させなければならないこと。</p>
<p>(業務を処理する場所の指定)</p> <p>第C条 乙は、本件委託業務を甲の事務所内であって甲の指定する場所で行う。ただし、やむを得ない場合においては、甲の事務所外であって、あらかじめ甲の指定する場所で行うことができる。</p> <p>2 前項の規定による指定を行う場合においては、甲は、必要な使用上の条件を明示するものとする。この場合において、作業場所及び使用する機器等は、甲の事務室及び使用する機器等と明確に区別しなければならない。</p> <p>3 乙は、第1項の規定に基づき、事務室等を使用する場合には、甲が明示した条件のほか、次の各号に掲げる事項を本件委託業務に従事する者に遵守させなければならない。</p> <p>一 乙の管理の下で本件委託業務に従事する者は、乙が発行する当該従事者の身分を証する書類を常時携帯し、甲の職員から情報の保護又は適正な管理の必要性に基づき要請があつたときは、提示すること。</p> <p>二 乙の管理の下で本件委託業務に従事する者は、事業者名の記載された記章を視認し、やすい位置に着用すること。</p>	<p>(4) 業務従事者の特定 委託先事業者に対して、当該委託契約に係る業務従事者を明確にさせるとともに、変更する場合の手続及び連絡方法について定めさせること。</p>
<p>(業務従事者の特定)</p> <p>第D条 乙は、乙の管理の下で本件委託業務に従事する者の所属及び氏名を記載した名簿を作成し、常備するとともに、書面で甲に提示しなければならない。</p> <p>2 乙は、前項の名簿の記載内容に変更を生じた場合は、その都度、名簿を修正し、書面で甲に提示しなければならない。</p>	

(データの適切な管理)

第Ⅲ条 乙は、甲から提供された本件委託業務に係る原始資料及びその他の資料（入出力帳票、ドキュメント及び記憶媒体を含む。以下「データ」という。）について、次の各号の定めるところにより、適切な管理を行わなければならない。

- 一 データを施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適正に管理すること。
- 二 データを本件委託業務以外の用途に使用しないこと。
- 三 あらかじめ、甲の承認を受けた場合を除くほか、本件委託業務について、第Ⅲ条第Ⅰ項の規定により指定された場所以外の場所に、データを持ち出さないこと。
- 四 前号の承認を受けて資料を持ち出す場合においては、データに暗号化処理又はこれに準ずると認められる保護措置を講ずること。この場合において、暗号化処理の方法又は保護措置の内容については、甲が具体的に指示するものとする。
- 五 あらかじめ、甲の承認を受けた場合を除くほか、データを複製若しくは複写し、又は第三者に提供しないこと。
- 六 本件委託業務遂行上、又は委託業務終了により、乙において不要となったデータについては、遅滞なく甲に返還すること。この場合において、あらかじめ、甲の承認を受けて、データを消去又は廃棄することができる。消去又は廃棄する場合には、記録されている内容を判読できないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 第F条（次条）第Ⅰ項ただし書きの規定に基づき甲が承認した再委託先事業者があるときは、乙の責任において、当該再委託先事業者が前項の資料の適切な管理を行うよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、〇〇ごとに、甲に対して、本件委託業務について、第Ⅰ項各号に即した、データの適切な管理が行われているかどうか、その状況を報告しなければならない。
- 4 乙は、前項の規定によるほか、本件委託業務について、第Ⅰ項各号に即したデータの適切な管理が行われているかどうか、甲から報告を求められた場合には、その状況を報告しなければならない。

(5) データの適切な管理

委託先事業者に対して、市町村から提供した業務に係る原始資料及びその他の資料（入出力帳票、ドキュメント及び記憶媒体を含む。）について、以下のとおり、適切な管理を行わせること。また、(6)ただし書きに基づき、市町村が承認した再委託に係る再委託先事業者についても、同様とすること。

- ア 施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適正に管理させること。また、当該委託業務以外の用途に使用させないこと。
- イ あらかじめ、市町村長の承認を受けて、業務を処理する場所として、市町村長が指定した場所へ持ち出す場合を除き、データを定置された場所から持ち出させないこと。  
また、承認は必要な条件を付して行い、データを持ち出す場合にあっては、電子政府推奨暗号として政府が推奨する方法による適切なデータの暗号化処理又はこれらと同等以上のデータ保護措置を講じさせること。
- ウ あらかじめ、市町村長の承認を受けて、業務を処理する場所での業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、データを複製、複写又は第三者に提供させないこと。
- エ 委託業務終了時に、不要となったデータについては、遅滞なく市町村に返還させること。又は、あらかじめ、市町村長が承認し、消去若しくは廃棄させること。消去又は廃棄を行う場合には、当該媒体に記録されているデータが判読できないよう必要な措置を講じさせること。
- オ 市町村は、イ及びウの承認の基準及び手続を定めるとともに、委託先事業者等がアからエまでに即しているかどうかを、定期的及び必要に応じて随時確認すること。

<p>(再委託の制限)</p> <p>第F条 乙は、本件委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、本件委託業務全体に大きな影響が生じない補助的業務について、あらかじめ甲の承認を得た場合には、この限りでない。</p> <p>2 乙は、前項ただし書きの規定に基づき甲に承認を求めるときは、再委託して処理する業務の内容、再委託する理由、再委託先事業者の名称、再委託先において取り扱う情報、再委託先事業者における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法その他甲が再委託の適否を判断するために必要とする事項を記載した書面により、申し出なければならない。</p> <p>3 第1項ただし書きの規定に基づき、乙が、本件委託業務の一部を再委託した場合にあっては、当該再委託先事業者は、本件契約の各条項に規定する乙の義務と同様の義務を負うものとし、乙は、この旨を担保する規定を含む再委託契約を締結するものとする。</p>	<p>(6) 再委託の制限</p> <p>委託先事業者に対して、当該委託業務を第三者である別の事業者により再委託させないこと。ただし、全体としての委託業務の遂行に支障が生じない範囲で、補助的業務について、あらかじめ市町村長の承認を受けた場合においては、この限りでないこと。</p> <p>再委託を承認しようとする場合は、委託先事業者に、再委託して処理する内容、再委託する理由、再委託先事業者の名称、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先事業者に対する管理及び監督の方法等を、具体的に明らかにさせること。</p> <p>なお、市町村は、再委託の承認の基準を定めること。また、1(3)に準じて再委託の承認の手続を定め、当該手続を経て、再委託を行わせること。再委託先事業者に対する管理及び監督の手続及び方法について、具体的に再委託契約において規定させること。</p>
<p>(業務実施状況の報告)</p> <p>第G条 乙は、甲から本件委託業務の進捗状況、処理態様、処理の実績、処理の時間等について報告を求められた場合には、甲が指示する方法及び時期により、報告しなければならない。</p> <p>2 甲は、前項の規定による報告について、あらかじめ、その時期、頻度、方法、内容その他必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(7) 業務実施状況の報告</p> <p>委託先事業者に対して、業務の進捗状況、処理態様、処理の実績、処理に要した時間等について、報告を求め、報告内容について確認すること。</p> <p>市町村は、業務内容に応じて、あらかじめ、報告の時期、頻度、方法、報告事項等を定めること。</p>
<p>(秘密保持義務)</p> <p>第H条 乙は、甲から秘密と指定された事項及び本契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、本契約終了後も同様とする。</p> <p>2 乙は、乙の管理の下で本件委託業務に従事する者に対して、誓約書の提出その他の事項の義務を遵守させるための必要な措置を講ずる。</p>	<p>(8) 秘密の保持</p> <p>委託先事業者に対して、委託契約終了後を含め、市町村が秘密と指定した事項及び当該委託契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない旨、徹底を図ること。委託先事業者から、その従事者に係る秘密保持等に関する誓約書を提出させる等、秘密保持義務を遵守させるための必要な措置を講ずること。</p> <p>なお、委託先事業者が要員派遣を受ける場合、又は非常勤職員、臨時職員等を雇用する場合にも、同様の措置を講ずること。</p>
<p>(教育及び研修)</p> <p>第I条 乙は、乙の管理の下で本件委託業務に従事する者に対して、本契約の履行に必要な教育及び研修を行わなければならない。</p> <p>(法令の遵守)</p> <p>第J条 乙は、甲が提示する本件委託業務に関する法令及び規程を遵守しなければならない。</p>	<p>(9) 従事者に対する教育及び研修の実施</p> <p>委託先事業者に対して、当該委託契約の履行に必要な教育及び研修を、その従事者に対して行うよう求めること。また、委託先事業者が、その従事者に対して、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講ずるよう求めること。</p>

<p>らない。</p> <p>2 乙は、乙の管理の下で本件委託業務に従事する者に対して、前項の法令及び規程を遵守させるために必要な措置を講ずる。</p> <p>(契約の解除及び損害賠償)</p> <p>第K条 甲は、乙が本契約に定める各条項に違反した場合に、本契約を解除することができる。</p> <p>2 前項の場合において、契約が解除されたときは、乙は、甲から提供されたデータを遅滞なく甲に返還しなければならない。この場合において、甲は、乙に対して、データの形式、文字コードの形式等データを返還するに当たり必要な指示をすものとし、乙は当該指示に応じて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 甲は、乙の責に帰すべき事由により被った損害（甲及び乙以外の者に発生した損害であって、甲がその損害を賠償する責に任ずべきものを含む。）について、乙に損害賠償を請求し、又は履行代金の減額を請求することができる。</p> <p>4 前項の損害賠償額又は履行代金の減額は、甲が実際に被った損害額を基に決定する。</p> <p>5 前2項の規定は、本件契約の満了又は解除等契約終了事由の如何を問わず、契約終了後もその効力を有する。</p>	<p>(10) 契約内容が遵守されなかつた場合における損害賠償又は履行代金の減額の請求</p> <p>委託先事業者において、契約内容が遵守されなかつたため、情報流出等の事件又は事故が発生し、被害が生じた場合には、当該委託先事業者に対して、損害賠償又は履行代金の減額を請求できるように契約に規定すること。</p>
<p>(監査及び検査)</p> <p>第L条 甲は、〇〇ごとに、乙の本件委託業務の処理について、本契約の規定に基づき処理されているかどうか検証及び確認するため、職員により監査又は検査を行うことができる。</p> <p>2 甲は、前項の規定によるほか、乙の本件委託業務の処理について、必要に応じて随時に、職員により監査又は検査を行うことができる。</p> <p>3 前2項の規定による監査については、甲は、職員に替えて、自らと契約を締結した者に行わせることができる。</p> <p>4 甲は、前3項の規定による監査又は検査の結果に基づき、乙に対して、改善のために必要な措置を講ずることを求め、又は指示することができる。</p> <p>5 前項の規定に基づき、必要な措置を講ずることを求め、又は指示する場合には、甲は、第A条の規定により報告を受けた乙のセキュリティ責任者に対して行うものとする。</p> <p>6 乙は、前2項の規定により、甲から、必要な措置を講ずることを求められ、又は指示を受けた場合には、これに従わなければならない。</p>	<p>(11) 監査及び検査</p> <p>委託先事業者が実施する業務の状況を確認するため、当該委託先事業者に対して、監査及び検査を行うこと。</p> <p>監査については、定期又は必要に応じて随時に、外部の知見を有する者と契約を締結して、行わせるよう努めること。外部の者に監査を行わせることが困難な場合には、できる限り、独立性及び公平性を担保し、外部監査に準じた措置を職員により講ずるものとする。監査を行うに当たっては、第8の1(8)の手順に準ずること。</p> <p>検査については、定期又は必要に応じて随時に、業務が契約の規定に基づき処理されているかどうかを、担当の職員に検証及び確認させると。</p> <p>また、これらの監査及び検査の結果に基づき、必要に応じ、委託先事業者に対して、改善を求める等の措置を講ずること。</p>

<p>(事故等の報告)</p> <p>第M条 乙は、本件委託業務の遂行に支障が生じるおそれのある事件又は事故の発生を知ったときは、その事件又は事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告書及び今後の対処方針を提出しなければならない。</p> <p>2 乙は、前項の事件又は事故が個人情報情報の漏えい、滅失又はき損に係るものである場合には、当該個人情報情報の内容、数量、事件又は事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により、速やかに甲に報告しなければならない。</p> <p>3 前項の報告を受けた場合において、必要と認められるときは、甲は、乙に対して、必要な措置を講ずることを指示することができる。</p> <p>4 第L条（前条）第5項の規定は、前項の規定に基づき指示する場合について準用する。</p>	<p>(12) 安全性及び信頼性を確保する事件又は事故の報告</p> <p>委託先事業者等において、委託業務の遂行に支障が生じるおそれのある事故の発生を知ったときは、その事故発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を報告させるようすこと。また、速やかに応急措置を講じさせた後、遅滞なく詳細な報告及び以後の対処方針を提出させること。当該事件又は事故が個人情報情報の漏えい、滅失又はき損に係るものである場合には、委託先事業者等に対して、漏えい、滅失又はき損に係る個人情報情報の内容、数量、事件又は事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により、速やかに報告させ、必要な指示を行うこと。</p> <p>委託業務に関して、安全性及び信頼性に関する事件又は事故等が発生した場合には、市町村において、外部に適切に説明するため、必要に応じ、当該事件又は事故内容等の公表を行うことについて、あらかじめ、委託先事業者等と確認しておくこと。</p>
<p>※第L条による。</p>	<p>4 委託先事業者等に対する監督</p> <p>委託先事業者等に対し、当該委託業務に係る安全性及び信頼性を確保する対策を実施させるとともに、適切な監督を行うこと。また、委託先事業者等によるエラー及び不正行為を防止し、データを保護するため、必要な措置を講ずること。</p>
	<p>5 複数の事業者に委託する場合の分担範囲の明確化</p> <p>住民記録システムの開発、変更、運用、保守等に複数の委託先事業者等が関わる場合は、各事業者が分担して行う範囲及び責任の範囲を明確にするとともに、事業者の間で業務処理上情報交換を密接に行えるよう必要な措置を講ずること。</p>



## 住基ネットに係る最高裁判決について(大阪事件他)

### I 大阪事件

#### 1 判決日

平成20年3月6日

[参考] 一審判決：原告の請求を棄却

二審判決：原告の請求の一部を認容（行政側一部敗訴）

#### 2 判決内容

被上告人(原告)	上告人(被告)	請求内容	判決
吹田市の住民 (1名) 守口市の住民 (2名)	吹田市  守口市	住民票コードの削除	二審判決中、上告人 敗訴部分を破棄 被上告人らの控訴を 棄却

(注) 吹田市及び守口市と同様に、二審で敗訴した箕面市は、上告を行わなかったため、敗訴が確定している。

#### 3 裁判所の判断

- (1) 住基ネットによって管理、利用等される本人確認情報は、氏名、生年月日、性別及び住所からなる4情報に住民票コードとその変更情報を加えたものにすぎず、これらはいずれも個人の内面に關わるような秘匿性の高い情報とはいえない。
- (2) データマッチングされ、本人の予期しないときに予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される具体的危険については、刑罰をもって禁止されていること、個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しないことなどにも照らせば、住基ネットの運用によって二審がいうような具体的な危険が生じているということとはできない。
- (3) 行政機関が住基ネットにより住民の本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示公表するものということとはできず、憲法13条により保障された自由を侵害するものではない。

#### 4 判決の効果

下の大阪高裁判決中、上告人敗訴部分が破棄され、被上告人らの控訴が棄却されたことで、「住基ネットは、データマッチングや名寄せの具体的危険性があるとはいえず、憲法第13条に違反しない」との司法判断が確定

## 5 二審：大阪高裁判決（平成18年11月30日）

### (1) 判決内容

明示的に住基ネットの運用を拒否している控訴人らについて住基ネットを運用することは、プライバシー権（自己情報コントロール権）を侵害するものであり、憲法第13条に違反することから、被控訴人（原告）の請求のうち、権利侵害の排除に最も実効性がある住民票コードの削除について認容（行政側一部敗訴）

### (2) 裁判所の判断

- ・ 本人確認情報の収集、保有、利用等は、漏えいや目的外利用などによる、住民のプライバシーないし私生活上の平穏が侵害される具体的危険がある場合には、正当な行政目的の実現手段として合理性がないものとして、自己情報コントロール権を侵害する。
- ・ 住基ネットの行政目的の正当性及び必要性は、これを是認することができる。
- ・ 住基ネットのセキュリティが不備で、本人確認情報が漏えいする具体的危険があるとまではいえない。
- ・ 個人情報保護対策の点で無視できない欠陥があるといわざるを得ず、行政機関において、データマッチングや名寄せにより、本人の予期しないときに予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される危険が相当あり、その危険は、抽象的な域を超えて具体的な域に達している。
- ・ 控訴人らが住基ネットから離脱することにより生ずる障害等を回避する利益が、総訴人らの自己コントロール権により保護される人格的利益に優先するものとは考え難い。

## II 金沢事件、名古屋事件及び千葉事件

### 1 判決日

平成20年3月6日

### 2 事件の概要

○金沢事件、名古屋事件、千葉事件ともに、各県内の住民が、国、県及び地方自治情報センターを相手取り、

① 県に対し、本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード及びそれらの変更情報）の提供の差し止め

② 県、地方自治情報センターに対し、本人確認情報の削除

③ 国、県、地方自治情報センターに対し、損害賠償を請求。

○いずれの事件も、二審において、住民側の請求が棄却されたため、各県内の住民が控訴審の破棄を求め、最高裁に上告したもの。

### 3 判決内容

本件上告を棄却（行政側全面勝訴）

### 4 裁判所の判断

・ 行政機関が住民基本台帳ネットワークにより住民である上告人らの本人確認情報を収集、管理又は利用する行為が、憲法13条で保障された上告人の権利ないし自由を侵害するものでないことは、最高裁判例に照らして明らかである。これと同旨の二審の判断は正当である。

・ その余の上告理由は、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、民訴法312条1項又は2項の上告理由にあたらぬ。

### 5 一審、二審の判決等

○金沢事件については、

金沢地裁判決は、①、②について原告の請求を認容、③については、棄却（被告国は勝訴したが、県等は一部敗訴。）。控訴審において、一審判決中、控訴人ら敗訴部分（①、②）を取り消し、③を棄却（行政側全面勝訴）。

○名古屋事件、千葉事件については、

地裁（名古屋地裁・千葉地裁）・高裁（名古屋高裁・東京高裁）ともに、本件をいずれも棄却（行政側全面勝訴）。

# 住基ネットに係る最高裁決定について

## 1 決定日

平成20年7月8日

[参考] 一審判決：東京都に対する本人確認情報の受信義務の確認の訴え：却下  
国・東京都に対する損害賠償請求：棄却  
二審判決：同上

## 2 決定内容

被上告人	上告人	請求内容	判決
国・東京都	杉並区	東京都に対する本人確認情報の受信義務の確認、 国・東京都に対する損害賠償請求 (追加請求を含む。)	上告を棄却、上告審として受理しない

## 3 裁判所の判断

- (1) 本件上告理由の実質は、単なる法令違反を主張するものであって、明らかに民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当しない。
- (2) 本件申立ての理由によれば、本件は、民事訴訟法第318条第1項により受理すべきものとは認められない。

### <参考> 二審 東京高裁判決（平成19年11月29日）

- (1) 本件確認の訴えについては、住基法の適用の適正ないし住民基本台帳事務の適正な実施を求めるものにほかならないから、地方公共団体の主観的な権利利益の保護救済を目的とするものということとはできない。このため、裁判所法第3条第1項の「法律上の争訟」に当たらず、不適法である。
- (2) 住民に係る本人確認情報を、都道府県知事へ送信するか否かについての裁量権を、市町村に付与しているとは到底考えられないから、市町村長はもれなく当該本人確認情報を送信する義務があり、これを怠った市町村の行為は違法である。
- (3) 控訴人杉並区が求めているのは、杉並区民のうちの通知希望者に係る本人確認情報のみの送信という住基法第30条の5第1項及び第2項に違反する違法な送信であり被控訴人東京都は、同条第3項の規定に従い、控訴人から送信された本人確認情報を受信する義務はない。
- (4) 控訴人は、プライバシー権の制度的保障の欠如にもかかわらず、選択式を認めないなど、住基ネットの違憲性又は違法性を主張する。しかし、市町村のみならず、行政機関は唯一の立法機関である国会が制定した法律を誠実に執行しなければならない。地方公共団体である控訴人が独自に違憲性を判断し、住基法に定められた事務処理を行わないことは許されない。したがって、控訴人の被控訴人東京都に対する本件国賠請求は理由がない。
- (5) 被控訴人国が、被控訴人東京都に対して適切な指導を行わなかったということとはできない。また、控訴人に対し横浜市に対する対応と異なった対応をしたことは何ら違法ではないから、控訴人の被控訴人国に対する本件国賠請求も理由がない。

<住基ネット関連訴訟に関する判決>

平成17年	5月30日(月)	金沢地裁判決(一部敗訴)①
	5月31日(火)	名古屋地裁10部判決(全面勝訴)②
平成18年	10月14日(金)	福岡地裁判決(全面勝訴)③
	2月9日(木)	大阪地裁判決(全面勝訴)④
	3月20日(月)	千葉地裁判決(全面勝訴)⑤
	3月24日(金)	※杉並事件東京地裁判決(全面勝訴)⑥
	4月7日(金)	東京地裁25部判決(全面勝訴)
	4月11日(火)	和歌山地裁判決(全面勝訴)⑦
	7月26日(水)	東京地裁50部判決(全面勝訴)
	9月29日(金)	名古屋地裁6部判決(全面勝訴)⑧
	10月26日(木)	横浜地裁判決(全面勝訴)⑨
	11月9日(木)	宇都宮地裁判決(全面勝訴)
平成19年	11月30日(木)	※※大阪高裁判決<被告豊中市ほか>(一部敗訴)⑩
	12月11日(月)	名古屋高裁金沢支部判決(全面勝訴)①の控訴審
	2月1日(木)	名古屋高裁判決(全面勝訴)②の控訴審
	2月16日(金)	さいたま地裁判決(全面勝訴)⑪
	5月15日(火)	福島地裁判決(全面勝訴)⑫
	10月17日(水)	東京高裁判決(全面勝訴)⑤の控訴審
	11月29日(木)	※杉並事件東京高裁判決(全面勝訴)⑥の控訴審
平成20年	2月27日(水)	大阪高裁判決⑦の控訴審(全面勝訴)
	3月6日(木)	最高裁判決⑩の上告審(全面勝訴)
	3月6日(木)	最高裁判決①②⑤の上告審(全面勝訴)
	5月8日(木)	大阪高裁判決④の控訴審(全面勝訴)
	7月8日(火)	※杉並事件最高裁決定(全面勝訴)⑥の上告審
	7月10日(木)	札幌地裁判決(全面勝訴)
	8月21日(木)	仙台高裁判決⑫の控訴審(全面勝訴)
	8月26日(火)	東京高裁判決⑨の控訴審(全面勝訴)
	8月28日(木)	名古屋高裁判決⑧の控訴審(全面勝訴)
	8月28日(木)	東京高裁判決⑪の控訴審(全面勝訴)
	9月25日(木)	熊本地裁判決(全面勝訴)
	9月29日(月)	福岡高裁判決③の控訴審(全面勝訴)
	10月7日(火)	最高裁判決⑦の上告審(全面勝訴)

※下線の判決は未確定

これらの事件は、国も被告となっており、住基ネットの運用差止めの可否、損害賠償請求が争点。

ただし、【※】の杉並事件は、住基ネットへの参加を望む住民に限り本人確認情報を通知する、いわゆる「選択制」の可否が争点。

また、【※※】の事件は、豊中市、箕面市、吹田市、守口市、八尾市のみが被告であり、損害賠償請求、住民票コードの削除等が争点。

なお、現在住基ネットへの不参加団体は東京都国立市と福島県矢祭町である。

## 疾病追跡に住基ネット 薬害肝炎など兵庫県方針（神戸新聞）

2008年11月18日（火）

### 《記事内容》

薬害肝炎などの感染の恐れがありながら、転居などで現住所が判明しない県民に必要な情報を伝えるため、兵庫県が住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）を利用して転居先を調べられるよう県条例を改正する方針であることが十七日分かった。結核患者への精密検査の指導やがん患者の患者数把握などのための住所確認にも使用する。

県は「住基ネットは従来は事務の効率化が主眼だったが、県民の命を守る観点から活用を検討したい」としており、十二月の定例県議会に改正案を提出する予定。総務省は「非常に先進的な利用法で、全国初ではないか」としている。

ただ、住基ネットによる本人確認の利用対象を、住民の病歴という高度なプライバシー情報に広げることにに関して「さらに対象が広がるきっかけになるのでは」と批判の声が出ることも想定される。県は「個人情報の取り扱いには細心の注意を払う」としている。

住基ネットは住民の氏名、生年月日、性別、住所やこれらの変更履歴を地方自治情報センターのデータベースに蓄積、行政機関が本人確認に利用できるシステム。自治体が本人確認で住基ネットを利用する範囲は、法令と条例で定められる。

県によると、肝炎ウイルスに汚染された血液製剤を投与された人や結核患者などが転居先を告げずに引っ越した場合、医療機関などは市町で住民票を閲覧して転居先を調べているが、判明しないケースがあるのが実情。がん患者についても、がん医療の研究のために正確な患者数の把握が必要と判断したという。

県は二〇〇四年、県税徴収などを目的にした住所調査に住基ネットを使用するとした条例を全国に先駆けて制定。住基ネットについては、今年三月、最高裁が「プライバシー権を侵害せず、合憲」との判断を示している。

県は「全国で同様の取り組みが進むよう呼び掛けたい」としている。